

広島県告示第二百六十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十二年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	廃止した事業所		サービスの種類	廃止年月日
			名称	所在地		
広島県薬業株式会社	広島市西区商工センター三丁目四番二五号	広島県薬業株式会社福山支店	福山市新涯町四丁目五番二八号	福山市美ノ郷町三成一九三九番一〇C	福祉用具貸与	平成二十一年一月一日
株式会社えがお	尾道市向島町岩子島一四九七番地一	えがお介護ステーション	尾道市美ノ郷町三成一九三九番一〇C		訪問介護	平成二十二年一月三二日
医療法人社団神田会	尾道市神田町二番二四号	医療法人社団神田会木曾病院	尾道市神田町二番二四号		通所リハビリテーション	平成二十二年一月三二日
有限会社高村工作所	福山市神辺町川北九七六番地三	白ゆり訪問介護事業所	福山市神辺町川北九七六一三		訪問介護	平成二十二年一月三二日
社会福祉法人緑寿会	福山市駅家町新山三五七八番地の一	ヘルパーステーションリーフ神辺	福山市神辺町大字川北一四八二番地		訪問介護	平成二十二年二月二八日
社会福祉法人西城福祉会	庄原市西城町大佐一四八番地一	西城福祉会訪問介護事業所	庄原市西城町大佐一四八番地一		訪問介護	平成二十二年二月二八日